

II 利用上の注意

1 この調査は標本調査であり、この報告書に掲載した数値は有効回答調査票の単純集計値である。

2 分類について

(1) 産業分類について

日本標準産業分類（平成25年第13回改訂）の中分類により分類・表記している。

(2) 品目分類について

① 製造業については、大分類23項目、小分類322項目を用いて分類・表記している。

② 商業については、①に農林水産品・鉱業品・再生資源・生コンクリート（大分類4項目、小分類57項目）を加えた品目分類を用いた。

(3) 結果概要〔製造業〕で、下記4区分で表記しているが、対応する業種は下のとおりである。

① 「軽工業素材型」産業…食料品製造業（飲料・たばこ・飼料製造業を含む）、繊維工業、木材・木製品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業、窯業・土石製品製造業

② 「軽工業加工型」産業…家具・装備品製造業、出版・印刷・同関連業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、その他の製造業

③ 「重工業素材型」産業…化学工業、石油製品・石炭製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業

④ 「重工業加工型」産業…金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送機械器具製造業

3 出荷、仕入・販売先の把握について

(1) この調査は、事業所を対象にしているので、同一企業内の事業所間における製品及び商品の移動についても、出荷、仕入・販売として取り扱っている。

(例)



(イ) ……（事業所Aが調査対象だった場合）「県外からの仕入れ」としてカウント

(ロ) ……（事業所Bが調査対象だった場合）「県内からの仕入れ」としてカウント

(2) 製造業でいう出荷先とは、調査対象事業所が製造した製品の最終消費地をいう。卸売業者・小売業者等の契約ベースでの出荷先ではない。

(3) 商業でいう取引先（仕入・販売先）とは、調査対象事業所との直接の取引先をいい、商品の生産地・最終消費地とは限らない。

4 主な集計項目の算式について

この報告書で掲載している主な集計項目の算式は、次のとおりである。

(1) 製造業

$$\text{自工場生産額} = \text{自工場消費額} + \text{輸出向出荷額} + \text{国内向出荷額} + \text{商品手持額}^*$$

*製造業では手持額についての調査項目はない。

(2) 商業

$$\text{県内仕入額} = \text{自店内製造} + \text{本・支店間移動} + \text{生産業者} + \text{商業者・その他}$$

$$\text{県内販売額} = \text{本・支店間移動} + \text{卸売業者} + \text{小売業者} + \text{産業用使用者} + \text{一般消費者}$$

5 用語の定義について

(1) 有効回答率 (=イ÷ア×100)

ア 調査対象事業所数

調査対象として抽出した事業所数、調査開始前の計画数をいう。

イ 有効回答事業所数

提出された回答票のうち、全ての照会事項に適切に回答していた数をいう。

(2) 製造業

ア 自工場生産額

平成27年1年間に自工場で生産された製品について、生産数量×生産者販売価格で計算した額（決算期が1～12月ではない事業所については、平成27年を最も多く含む1年間の決算に基づく額とした。以下同じ。）

なお、生産者販売価格とは、企業の販売価格から積込料、運賃、保険料及びその他諸掛（積下料、倉庫料、港湾運送費、船積料など）を除いた価格である。

イ 自工場消費額

アのうち、自工場の生産工程の生産原材料として自工場内で消費されたもの。

ウ 輸出向出荷額

アのうち、輸出向けに出荷したもの。

エ 国内向出荷額

アのうち、国内向けに出荷したもの。

(3) 商業

ア 商品仕入額

平成27年1年間に事業所で取り扱った商品の仕入額。

なお、同一企業内の他の事業所から、帳簿上の振り替えにより送られてきた商品及び事業所内で製造した商品についても仕入れとして計上している。

イ 商品販売額

平成27年1年間に事業所で取り扱った商品の販売額。

なお、同一企業内の他の事業所から帳簿上の振り替えにより送った商品についても販売と

して計上している。

ウ 自店内製造

調査対象事業所が製造した商品をいい、製造品原価を仕入額として計上している。

エ 本・支店間移動

県内に所在する同一企業の本・支店間及び支店間で、帳簿上商品の振り替えを行った場合をいう。

オ 生産業者

県内に所在する生産業者から直接仕入れた場合をいう。

なお、他の事業所に委託加工させた商品についても生産業者に含め、製造原価を仕入額として計上している。

カ 商業者・その他

卸売業者、小売業者から仕入れた場合をいう。

キ 産業用使用者

生産業者や官公庁などへ産業用（業務用）として商品を販売した場合をいう。

ク 一般消費者

一般家庭、個人などの消費者へ直接販売した場合をいう。

ケ 期首手持額、期末手持額

事業所が販売の目的で所有している商品の年初（平成27年1月）及び年末（平成27年12月）における手持額であり、仕入原価により評価した額である。

6 各表の数値について

各表の数値は、原則として単位未満を四捨五入しているため、総数と内訳の和が一致しない場合がある。

また、表・図の構成比については、計を100%とするため、割合の大きな項目により端数を調整している。

7 統計表の中の記号について

統計表の中で使用している記号については、以下の意味で使用している。

「0.0」…単位未満 「-」…該当数値なし 「▲」…マイナス

「×」…そのまま記載すると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため、秘匿した箇所

8 問い合わせ先

この報告書の内容に関する問い合わせは下記にお願いします。

茨城県企画部統計課 企画分析グループ TEL：029-301-2632（直通）